

TaxFlash



税務代理人に係る新規則

2014 年 12 月 18 日、インドネシア財務省は税務代理人の権利および義務に対する要件と実施に係る財務大臣規則 No. 229/PMK.03/2014 (以下「財務大臣規則第 229 号」)を公布しました。財務大臣規則第 229 号は 2014 年 12 月 18 日を発効日とし、同内容を規定した従来の財務大臣規則 No. 22/PMK.03/2008 (財務大臣規則第 22 号)はこれにより廃止されます。

財務大臣規則第 229 号の大きな改正点の一つに、個人または法人納税者がその従業員に税務代理権限を付与する際の年間売上高の基準額が撤廃されたことが挙げられます。従業員による税務代理に対する新しい規則下では、従業員は正社員であり且つ定期的に給与収入があることが条件とされ、これは第 21 条所得税申告書の様式(フォーム 1721 – I)に正社員の一覧表を添えて提出することにより証明されなければなりません。

従業員が税務代理人を務めることができる一般的な要件について大きな変更はなく、下記の a~e を全て満たす必要があります。

- a. 下記のいずれかの事項によって証明できる税法知識の習得
 - 税務資格(Brevet certificate)を有していること
 - 教育機関認証(アcreditation)評価が A で、少なくとも 3 年制(Diploma III レベル)の公立大学または私立大学の発行する税務分野における履修証書を有すること
 - インドネシア税理士会(Panitia Penyelenggara Sertifikasi Konsultan Pajak/PPSKP)により発行された税理士ライセンスを有していること
- b. 納税者からの委任状によって代理人に任命されること
- c. 納税番号(Nomor Pokok Wajib Pajak/NPWP)を有していること
- d. 前課税年度に年次所得税申告書を提出していること
- e. 税務分野における犯罪行為による有罪判決を受けていないこと- 新要件

現在、税務代理人は税理士または納税者の従業員に限られており、これに該当しない第三者は税務代理人にはなれません。

また財務大臣規則第 229 号は、税務代理人を解任する納税者に対して新たな要件を規定しています。この新要件は、納税者が管轄税務署の職員に書面による解任通知を提出することを義務付けており、これがない場合、税務代理人任命に係る委任状はその記載されている期間の終了まで有効とみなされます。

付加価値税対象外の教育サービス

2014 年 12 月 10 日付けの財務大臣規則 No.223/PMK.011/2014 (以下「財務大臣規則第 223 号」) は付加価値税の対象とならない教育サービス(付加価値税対象外教育サービス)の要件を規定しています。

財務大臣規則第 223 号によると、下記のサービスは付加価値税の対象とならない教育サービスに該当します。

- 幼児教育、小学校、高等学校および高等教育から成る正規の学校教育サービス
- 学校教育以外の下記に掲げる教育サービス
 - 生活技能教育、幼児教育、青少年教育、女性の権利向上に関する教育、識字教育、職業訓練教育および資格認定教育から成る非正規教育
 - 家族およびコミュニティによる独自の非公式な教育

一方、下記の教育サービスは上記の付加価値税対象外教育サービスには含まれません。

- 上記に該当しない正規・非正規および非公式の教育サービス
- 非認定教育機関が実施する正規および非正規の教育サービス
- 物品および/またはサービスの提供の一部である教育サービス(トレーニング)

税務犯罪の予備的証拠の税務調査に関する新規則

インドネシア財務省は、予備的証拠の税務調査手続きに関する財務大臣規則 No. 239/PMK.03/2014 (以下「財務大臣規則第 239 号」) を公布し、同様の問題を取り扱う従来の財務大臣規則(財務大臣規則 No. 18/PMK.03/2013 (財務大臣規則第 18 号))を廃止しました。財務大臣規則第 239 号は 2014 年 12 月 22 日付けで公布され、2015 年 1 月 1 日を発効日としています。

以下に財務大臣規則第 239 号における変更点を要約しました。

a. 税務調査期限の延長

税務調査期間の期限は、公開調査(納税者に当該調査を行う旨を事前に通知する調査)については納税者に通知のあった日または非公開調査(納税者に当該調査を行う旨の通知がない調査)については税務調査指示書が税務調査官に発行された日から 12 ヶ月間(延長可能)となりました。従来はこの期限が 6 ヶ月間でした。

b. 税務調査の対象となる可能性の増大

下記条件が存在する場合には税務調査の対象となる可能性があります。

・ 証拠資料提出の期限超過

証拠資料はデータ提出要求書の発行から 14 日以内に提出が義務付けられており、それが守られない場合、税務調査官は税務調査の実施を提案することができます。従来はこの期限が 7 日間であり、それ以降 7 日間提出がないごとに警告状 I および II が発行されるが当該期限を超過した場合の税務調査の実施については規定されていませんでした。

・ 税務犯罪が発見された場合

税務上の犯罪が発見された場合、予備的証拠に関する事前の税務調査無しに税務調査によってその内容が追究される可能性があります。

経過措置

予備的証拠に関する税務調査のうち、財務大臣規則第 239 号成立以前に調査指示書が発行済みで且つ未解決のものは財務大臣規則第 239 号に従って解決されなければなりません。現在も未解決である調査は、遅くとも 2016 年 12 月 31 日までに結論を出す必要があります。

上記の国際税務アップデート事項についてご質問等ございましたら、お気軽に PwC の貴社担当者までご連絡ください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis
abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@id.pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@id.pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@id.pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson
anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojava
antonius.sanyojava@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@id.pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@id.pwc.com

Engeline Siagian
engeline.siagian@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita
laksmi.djuwita@id.pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@id.pwc.com

Michelle Mianova
michelle.mianova@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Paul Raman
paul.raman@id.pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@id.pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.